

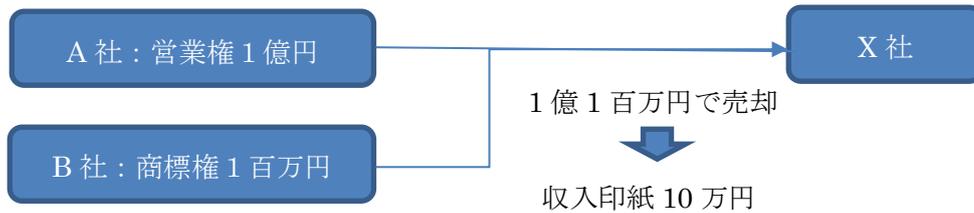
## 優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

### 印紙税の話

印紙税は、みなさんがご存知の通り文書に課税される税金です。文書の名称や実際の取引内容というよりは、文書に記載されている事項が課税文書に該当するかどうかによって税金を納めることになるかが決まります。そのため、契約書の作り方によっては思いもよらない印紙税がかかることがあります。

例えば、A社がX社に営業譲渡するとします。A社には子会社B社があり、B社はA社の譲渡する事業の商標権を一つ保有していました。そして、A社が営業譲渡するとき、B社の商標権も併せて売却することになりました。A社の売却する事業は1億円、B社の保有する商標権は1百万円です。そこで、A社、B社、X社はこの一連の営業譲渡の契約書を三者契約として作成します。その契約書にはA社の営業譲渡の価額1億円とB社の商標権の価額1百万円の合計1億1百万円の記載がなされています。



この営業譲渡の契約書は課税文書に該当します。そこで印紙税はいくらになるかですが、契約書に記載される金額の総額が1億1百万円であるため、契約書1通につき10万円となります。

もし、この譲渡契約書がA社—X社とB社—X社と二つに分けて作成され、B社—X社の契約ではB社の商標権1百万円の売却のみを記載するとします。そうするとB社は1千円の収入印紙を貼ることで事足ります。



取引の実態は全く同じなのですが、印紙税はあくまでも作成された文書に対して課税されるものであり、B社の売却分が1百万円だけだったとしても、文書にA社の1億円が記載されていれば、その契約書は1億1百万円の課税文書になってしまうのです。B社にとってはいささか不合理な気もしますが、印紙税とはそのような性質のものであるため注意が必要です。